



様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成30年 7 月 5 日

大分県知事 広瀬勝貞 殿

提出者

住 所 大分県日田市田島1丁目10-21

氏 名 株式会社 諫山工務所

代表取締役 伊藤哲司

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0973-22-6141

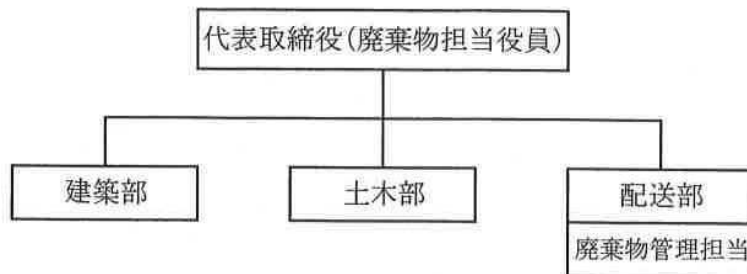
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 諫山工務所
事業場の所在地	大分県日田市田島1丁目10番21号
計画期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	49,587万円
③従業員数	18人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"><li>解体工事 がれき類(コンクリート塊)→再生処理業者に委託して、再生砕石として再資源化 木くず→再生処理業者に委託して、燃料用チップとして再資源化</li><li>道路建設工事 がれき類(コンクリート塊、アスファルト)→再生処理業者に委託して再生骨材として再資源化</li></ul>

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(29年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・工法の改善 ・工場製作による現場納品		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・上記と同じ		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類、ガラスくず等、木くず、紙くず、繊維くず、廃プラスチックを分別、石膏ボードは濡らさないようシートで覆う。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記と同じ

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 29 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
(これまでに実施した取組) 再生出来るものは再生利用業者へ処理委託し、書面による契約を実施している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 再生できるものは再生利用業者へ処理委託する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 1

④産業廃棄物の一連の処理の工程

諫山工務所 → (有)西部開発

諫山工務所 → (株)石井建設 → (株)花月産廃  
(有)西部開発  
(株)日田十条

諫山工務所 → (株)三花興業

諫山工務所 → (有)梅木土砂

諫山工務所 → (有)平井産業 → (株)古賀組

諫山工務所 → 豊中建設(株) → (有)西部開発

諫山工務所 → エコクリーン → 九州バイオカーボン(株)  
(株)古賀組  
才田碎石工業(株)

諫山工務所 → (株)D・C環境開発 → 日田産廃(有)  
(有)信成開発  
(株)三和興業  
(株)グリーンアローズ九州  
木材開発(株)

諫山工務所 → (株)フチガミ → (株)篠原建設

別紙 1

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（29年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず等	廃プラスチック	混合廃棄物 (安定型)	紙くず	木くず	繊維くず	建設系混合	廃石綿
排 出 量	1,894.1t	247.01t	47.91t	2.45t	8.7t	108.86t	0.06t	81.9t	100.13t

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず等	廃プラスチック	混合廃棄物 安定型	紙くず	木くず	繊維くず	建設系混合	廃石綿
排 出 量	700t	20t	2t	0t	0.6t	80t	1.5t	70t	0t



